

重点プロジェクト推進要綱【組リーダー】（抜粋）

1. 目 的

宗門重点プロジェクトの実践目標を計画的かつ強力に推進するため、組に重点プロジェクトリーダー及び重点プロジェクトサブリーダーを置き、中央宗務機関・教区・組を通じた一体的な運動とするもの。

2. 推進体制

- (1) 組に重点プロジェクトリーダー1人を置く。また、組に重点プロジェクトサブリーダーを1人置くことができる。
- (2) 組の重点プロジェクトリーダー及び重点プロジェクトサブリーダーは、教区と連携し、重点プロジェクトの推進にあたる。

3. 組重点プロジェクトリーダー

(1) 組重点プロジェクトリーダー

- ①組重点プロジェクトリーダーは、組の実践運動委員会（以下「組委員会」という。）で協議された推進計画に基づき、組における重点プロジェクトの促進を図る。
- ②組重点プロジェクトリーダーは、組委員会委員（組長の職務にある者を除くことが望ましい。）のうちから、組長が推薦した者について教務所長が任命する。

(2) 所掌事項

- ①組における重点プロジェクト推進の実務担当者として従事すること。
- ②組における重点プロジェクト推進計画の立案・整理に関すること。
- ③組における重点プロジェクトの活動実態等の調査、収集整理及び現状把握に関すること。
- ④組重点プロジェクトの現状について組委員会に報告すること。

4. 組重点プロジェクトサブリーダー

(1) 組の重点プロジェクトサブリーダー

- ①重点プロジェクトサブリーダーは所属する組の重点プロジェクトリーダーを補佐し、その促進にあたる。
- ②組重点プロジェクトサブリーダーは、組委員会委員（組長の職務にある者を除く。）のうちから、組長が推薦した者について教務所長が任命する。

5. 任 期

第5期重点プロジェクト推進期間

2024(令和6)年度から2027(令和9)年度まで。

以 上